

## 二宮町ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

### (趣旨)

第1条 FacebookやTwitter、mixiなどに代表されるソーシャルメディアは、容易に情報を発信できる一方、不正確な情報の拡散や、特定又は不特定の人の感情を意図せずに害してしまうリスクがあるため、利用者がソーシャルメディアのリスクを十分に認識し、適切に活用することが必要である。

そこで町は、職員がソーシャルメディアを利用し、町の情報を外部に発信する際の指針として、「二宮町ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を定める。

### (適用範囲)

第2条 このガイドラインは、二宮町職員(以下「町職員」という)としての身分を有する者が、職務でソーシャルメディアを活用する場合を適用範囲とする。

### (基本原則)

第3条 ソーシャルメディア活用において、次の各号を基本原則として業務を行うこと。

- (1) 町職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、町職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守すること。
- (3) 個人情報とは、二宮町個人情報保護条例(平成10年二宮町条例第2号)に基づき適切に取り扱うこと。
- (4) 基本的人権、肖像権、プライバシー権等に関して十分留意し、それらを侵害することのないよう配慮すること。
- (5) 著作権については厳格に対応すること。
- (6) 発信する情報には、名誉を傷つける表現を含まないこと。
- (7) 発信する情報には、人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる表現を含まないこと。
- (8) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解し利用すること。
- (9) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けること。

### (発信の際の取り扱い)

第4条 ソーシャルメディアによる情報発信は、町の広報紙及びホームページにおいて既

に周知したイベント等について、再度情報を発信したり、開催結果等を発信したりする場合に行うこととする。なお、各課における事務決裁については、二宮町事務決裁規程（昭和42年二宮町規程第2号）に則り、広報紙及びホームページに掲載を行う際において併せて行うものとし、所属長の指示に基づいて発信することとする。

2 前項の場合を除き、災害情報など緊急を要する情報については別に定める。

（情報の発信及び取り扱い）

第5条 情報の発信及び取り扱いについては、次の各号を順守すること。

（1）情報を発信する場合は、守秘義務を遵守し、必ず主管課を明確に記載することとする。

（2）町の政策及び施策についての情報は、ソーシャルメディア上では扱わないものとし、意見、要望等のコメントに対しても回答しないものとする。

（3）物品及び委託事業の調達関係情報、補助金に関する情報、及び許認可関係の情報は、その存在を想起させる情報を含めて、ソーシャルメディア上では扱わないものとする。

（4）町と利害関係にある者又は町の秘密に関する情報を発信してはならない。

（5）町及び他者の権利を侵害する情報を発信してはならない。

（6）町のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはならない。

（7）次に掲げる情報の発信及びその内容を含むホームページへのリンクは禁止する。

① 不敬な表現を含む情報

② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報

③ 違法行為又は違法行為を煽る情報

④ 単なる噂や、噂を助長させる情報

⑤ わいせつな情報及び、その他公序良俗に反する一切の情報

（8）町が使用するソーシャルメディアのアカウントにおいて、第三者の投稿若しくは記事の引用又は第三者の管理若しくは運用するページへのリンクを掲載する際は、その内容の信頼性を考慮し、慎重に行なわなければならない。

（その他）

第6条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成27年11月3日から施行する。